

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、子ども・子育て支援法に基づき支給認定を受けた子どもの、保育所への入所審査、異動、退所の処理及び、当該子どもと保護者の施設利用管理とそれに伴う賦課、収滞納管理、施設型給付、地域型保育給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県呉市長

公表日

令和6年6月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、保育所等への申込受付等保育業務全般の運営、保育の必要性の認定情報の管理、施設事業者の管理及び給付費の支払管理事務、当該子どもと保護者の施設利用管理とそれに伴う賦課、収滞納管理を行う。民間保育所施設については運営費に係る支弁報告及び情報提供ネットワーク、既存システム、団体内統合宛名システム間で符号の取得や住民票関係の特定個人情報の照会・提供に係る事務にて特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内統合利用番号連携サーバ、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条別表の9の項, 127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第別表の9の項, 127の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表17の項, 155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	呉市 こども部 こども施設課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	呉市 こども部 こども施設課 〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 電話 0823-25-3144
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	呉市 こども部 こども施設課 〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 電話 0823-25-3144

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月8日	I-7 請求先, I-8 連絡先	〒737-0041 広島県呉市和庄1丁目2番13号すこやかセンターくれ	〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号	事後	庁舎移転に伴う修正
平成28年4月1日	I-5② 所属長	課長 竹之内 健	課長 山本 正美	事後	異動に伴う修正
平成28年4月1日	II-1 対象人数, II-2 取扱者数	平成27年2月23日時点	平成28年4月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	呉市は、子ども・子育て支援法に基づき支給認定を受けた子どもの、保育所への入所審査、異動、退所の処理及び、当該子どもと保護者の施設利用管理とそれに伴う賦課、収滞納管理、施設型給付、地域型保育給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	呉市は、子ども・子育て支援に関する事務における、特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	事務名称の修正のため
平成31年3月1日	I-5② 所属長の役職名	子育て施設課長 山本正美	課長	事後	様式変更による修正のため
平成31年3月1日	II-1 対象人数(時点)	平成28年4月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	II-2 取扱者数(時点)	平成28年4月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	IV リスク対策	—	新設	事後	様式変更による新設であり、重要な変更には該当しないため
令和3年8月2日	I-4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第7号別表第二 第13項, 第116項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第8号別表第二 第13項, 第116項	事前	番号利用法の改正によるもの
令和3年8月2日	I-7 ~ I-8	呉市 福祉保健部 子育て施設課 〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 電話 0823-25-3174	呉市 福祉保健部 子育て施設課 〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 電話 0823-25-3144	事後	請求先, 連絡先の変更
令和5年3月15日	I-1③	子ども・子育て支援システム, 団体内統合利用番号連携サーバ	子ども・子育て支援システム, 団体内統合利用番号連携サーバ, マイナポータル(サービス検索・電子申請機能), 申請管理システム	事前	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更
令和5年4月1日	I-5①, I-7 ~ I-8	呉市 福祉保健部 子育て施設課	呉市 こども部 こども施設課	事前	部署名変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月18日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 第8項, 第94項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条別表の9の項, 127の項	事後	番号利用法の改正によるもの
令和6年6月18日	I-4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第8号別表第二 第13項, 第116項	番号法第9条第別表の9の項, 127の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表17の項, 155の項	事後	番号利用法の改正によるもの
令和6年6月18日	IV-8監査 実施の有無	自己点検, 内部監査	自己点検	事後	